

平成25年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成25年7月8日(月) 10:00～12:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長 出席	平井 俊介 委員 出席
田原 緑 副会長 出席	馬場 榮次 委員 出席
秋本 久次 委員 出席	岡庭 武利 委員 出席
荒井 英理子 委員 出席	
事務局	妹尾課長 鈴木課長補佐兼係長 高橋主事 坂本主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	健康推進課 原山係長 小川主任 長寿いきがい課 吉田主査 国保年金課 森副参事 三浦係長 障がい福祉課 横田課長補佐 島村係長 秘書広報課 金子主査 安全推進課 羽ヶ崎副参事 子ども支援課 池田課長補佐 吉井係長 まちづくり事業課 城津課長補佐 水道部業務課 宇田川係長 関根主任 消防本部指令課 渡辺課長補佐 教育総務課 小暮主任 青少年課 前川係長 玉井主任
<p>1 開会 事務局妹尾課長から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、田原副会長、馬場委員が署名</p> <p>3 審議</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項第1号～第22号について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項第1号～第3号について <p>4 事務局連絡事項</p> <p>(1) 外部委託先立入調査について</p> <p>(2) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>5 閉会</p>	

副会長挨拶

3 審議

(1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第22号まで事務局から概要説明
質疑

平井委員： 諮問第1号及び諮問第15号についてお聞きします。まず、諮問第1号の業務を実施するにあたり、債務状況に関する情報がなぜ必要になるのでしょうか。また、諮問第15号につきましては、傍聴者からも会議委員と同様の情報を収集するのでしょうか。

吉田主査： 諮問第1号についてご説明させていただきます。介護保険の制度として、介護保険料を2年間滞納している方々は、欠損という扱いになり、通常1割負担で受けられる介護サービスが3割負担になります。また、高額介護サービス及び負担限度額の定めによる食事代や宿泊費等の減額サービスを受けられないというペナルティを一定期間課されます。このような方々の個人情報を埼玉県国民健康保険団体連合会に提出し、事業者からの請求と突き合わせ、給付を実施していきます。そのために、債務状況に関する情報を利用しております。

池田課長補佐： 諮問第15号についてお答えします。傍聴者につきましては、傍聴の受付簿に氏名と住所のみ記入していただき、それ以外の個人情報は収集いたしません。

根本会長： それでは、会議委員と傍聴者の個人情報の管理は別々に行うのですか。

池田課長補佐： はい、別々に行います。

平井委員： 諮問第1号について再度お聞きします。債務状況に関する情報が必要な理由は、介護保険料の未払いの部分を確認するためという解釈でよろしいですか。

吉田主査： はい、そのとおりです。

平井委員： 諮問第15号につきましては、傍聴者の住所と氏名のみを収集するという事で理解しましたが、個人情報登録票を確認すると、傍聴者からも会議委員と同様の個人情報を収集するように読み取れます。この点に関して、

事務局の意見をお聞きします。

事務局： 個人情報登録票の記載方法に関しましては、対象となる個人の範囲と個人情報の記録の内容に関わらず、一つの事業につき一枚の個人情報登録票に一括して記載するという方法をとっております。そのため、現行の情報登録の方法、登録票の様式では平井委員にご指摘いただいたとおり分かりづらい部分もございますが、ご理解いただければと思います。

平井委員： わかりました。

秋元委員： 諮問第1号及び諮問第2号についてお聞きします。まず、埼玉県国民健康保険団体連合会と国民健康保険中央会は外郭団体ですか。また、この業務は、相当量の個人情報が組織間で移動することになりますが、個人が亡くなられた場合、保有している個人情報の抹消等も行われるのでしょうか。次に、諮問第2号の外部委託登録票で、委託先に引き渡す方法が記入されていないのはなぜでしょうか。最後に、第1号と第2号の業務の登録の理由として、積極的な保健指導を実施するためということが挙げられていますが、積極的な保健指導とはどのようなものなのでしょうか。

森副参事： 埼玉県国民健康保険団体連合会とは、保険者である地方公共団体が国民健康保険の目的を達成するために、埼玉県の知事の認可を受けて設立した法人です。市民が医療を受けると、医療機関から診療報酬明細書いわゆるレセプトが連合会に提出されます。連合会はそのレセプトに基づき、保険者である地方公共団体に医療費を請求します。請求を受けた地方公共団体は連合会に支払いを行います。以上のように、連合会は医療機関と保険者である地方公共団体の仲介役を担っております。また、国民健康保険中央会とは、全国47都道府県に設立されている連合会を会員として構成される全国規模の団体です。次に、提供を受けた個人情報の該当者が亡くなった場合の情報の取り扱いにつきましては、医療費の支払い等の業務に利用するものであり、その性質上、当該個人情報の対象者の死亡に関わらず、保存年限が経過した時点で抹消されます。また、委託先に引き渡す方法が未記入の件につきましては、この外部委託は連合会が電算処理した個人情報を三郷市が收受するのみで三郷市からの情報提供は一切なく、委託先に引き渡す方法については記入する必要がないと判断いたしました。保健指

導の実施につきましては、健康推進課から説明させていただきます。

原山係長： 積極的な保健指導の具体例をあげさせていただきます。国民健康保険に加入している方に特定健診を受けていただき、血圧が正常値より非常に高い方には医療を受診するよう指導します。指導した方々のレセプトを医療機関から収集し、より効果的な医療の受診に活用いたします。また、たとえば、医療機関から収集したレセプトにより、高齢者の骨折を原因にする長期入院医療費が増加傾向にあるということが判明すれば、市民への骨折の危険性の周知、骨粗鬆症の健診の実施回数増加、シルバー元気塾と連携した筋力トレーニングの推進、食育等によって高齢者の骨折の予防などに貢献することができます。以上のように個人情報を活用する保健指導を考えております。

岡庭委員： 諮問第2号についてですが、三郷市から外部に個人情報を委託するわけではないのに、なぜ外部委託記録票に記録するのでしょうか。また、本審議会に提出されている外部委託の諮問事項について、それぞれ委託の条件に違いが生じているのはなぜですか。

事務局： 三郷市個人情報保護条例では、外部委託による個人情報の収集を行う場合にも外部委託記録票に記録することになっております。そのため、諮問第2号のように、個人情報の提供がない場合にも、外部委託記録票に記録します。また、外部委託の条件の違いですが、諮問第2号の委託の条件につきましては、外部への情報提供は一切なく、情報の流れは連合会から三郷市への一方通行ですので、条件を付しておりません。諮問第5号につきましては、業務の性質上、バックアップを取る必要があると考えられます。そのため、複写及び複製の禁止という委託の条件を付しておりません。諮問第12号及び諮問第21号につきましては、これらには、業務の性質と照らし合わせ、委託の条件全ての項目を付しております。事務局としては、個人情報の保護を積極的に行うために、全ての条件を付すことを原則として記録票を作成しておりますが、業務の性質上、付すことのできない条件が出てくることも考えられます。各記録票において、委託の条件に違いが生じているのは以上のような理由からだとご理解いただければと思います。

岡庭委員： 外部委託のその他の条件を付すにあたり、事務局に統一された見解はありますか。

事務局： 外部委託のその他の条件につきましては、各業務の性質に照らし合わせて付している状況でございます。この点に関して、事務局の見解が統一されていませんので、今後の事務局の課題として、取り組ませていただきます。

田原副会長： 通常的外部委託の諮問の場合、委託の条件や引き渡す個人情報の項目について審議するところですが、諮問第2号のように委託の条件等が一切記載されない場合は、個人情報保護審議会は何を審議すればよいのでしょうか。

事務局： 個人情報保護条例の解釈上、個人情報の提供を受けるのみの場合にも、外部委託として、外部委託記録票の作成と審議会での諮問が必要であると考えられます。今後、このような諮問についての審議会の役割を検討していきます。

秋本委員： 諮問第16号についてお聞きします。新三郷駅周辺半田地区土地区画整理事業組合設立の認可に向け、協議会に個人情報を提供することですが、情報提供の実施期間は単年度のみと考えてよろしいでしょうか。また、組合設立の認可と事業の実施が実現するかどうかは不明だと思います。そのような外部団体に情報を提供するにあたり、情報の取扱いについての条件は付さないのでしょうか。

城津課長補佐： 協議会は個人情報を収集する権限を持たないため、情報提供による支援が必要になります。しかし、組合として認可を受ければ個人情報を収集する権限をもち、情報提供による支援は不要になりますので、情報提供の実施は、協議会が組合設立の認可を受けるまでの間行います。また、情報提供をするにあたり、外部委託と同様に条件を付す予定です。

秋本委員： 諮問第20号についてですが、申請書はどのように管理されるのでしょうか。また、保存年限は何年ですか。

小暮主任： 申請書の管理は文書取扱規程に従い、事務室又は書庫で5年間保管を行います。また、保存年限が経過した時点で廃棄しております。

馬場委員： 諮問第8号、諮問第9号及び諮問第10号の業務ですが、障害者手帳を

お持ちの方とその家族は、個人情報の取扱いについて非常に神経質になっております。そのため、この諮問に係る業務を実施する際は、個人情報を目的外利用するということを対象の方に周知するのが望ましいと思います。

平井委員： 諮問第8号についてお聞きします。救急医療情報キットを誰に配布したのかということは把握できるのでしょうか。

横田課長補佐： はい。当該業務で救急医療情報キットを配布させていただく対象となる方は、障害者手帳を所持し、かつ、キット配布の申請書を提出していただいた方となっておりますので、配布対象者の把握はできます。

荒井委員： 諮問第2号についてお聞きします。諮問第2号の内容を確認したところ、外部委託ではなく、外部提供に該当するのではないかと思います。外部委託と外部提供の違いについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 外部委託とは、実施機関が処理すべき個人情報に係る業務を外部に委託することであり、外部提供とは、実施機関における各業務において収集し、管理している個人情報を何ら加工することなく外部に提供することです。諮問第2号につきましては、統計情報の作成と個人単位での健康増進に寄与する各種統計情報の作成という2つの業務を外部に委託し、作成された情報の提供を受けるというものですので、外部委託として記録するべきであると考えます。

秋本委員： 諮問第22号についてお聞きします。青少年関係情報のメールを青少年関係団体に配信することによって、どのような効果が得られますか。

玉井主任： 現在、三郷市での不審者等の情報は、青少年課から各青少年団体の会長にFAXでお送りしているところですが、メールでの配信を行うことにより、会長だけでなく会員にも送ることが容易になり、より一層地域のパトロールが活性化されると考えております。また、メールには、各団体に有益な情報や、青少年関係の会議のお知らせを記載することも予定しております。

平井委員： 諮問第8号、諮問第9号及び諮問第10号についてお聞きします。救急医療情報キットの配布方法は、申請書を提出した希望者に配布するとのことでした。必要となる氏名、住所等の個人情報を本人同意の上で収集して

いるにもかかわらず、諮問第9号と諮問第10号で住民異動と相談支援に係る業務の情報を目的外利用するのはなぜですか。

横田課長補佐： 申請書を提出された方が配布対象者であるかを障害者手帳で確認する必要がありますが、代理の方が申請される場合や申請書の送付を依頼される場合等、その場で確認が出来ないことも考えられます。このようなケースに対応するには、住民移動と相談支援に係る業務の情報を、目的外利用する必要があります。

荒井委員： 諮問第8号についてお聞きします。新たに救急医療情報キットの配布を開始することについて、市民への周知の方法は具体的にどのように行いますか。また、配布は民生委員に委託するのでしょうか。

横田課長補佐： 広報みさとや市のホームページ、障害福祉関係の様々な会合で周知を行います。たとえば、知的障害のある方の場合、定期的に障害程度の再判定をする機会が設けられております。その際に、申請者にはキットを配布しているという情報の提供を行います。また、各障害福祉団体の方に情報の積極的な周知を依頼します。民生委員の方には会合での情報提供をお願いするのみで、配布の委託は行いません。

荒井委員： 障害者手帳を所持する方一人一人にお知らせはしないのですか。

横田課長補佐： はい、行う予定はありません。

根本会長： 他に質問はございますか、無いようでしたら、諮問第1号から第22号まで承認ということによろしいでしょうか。

秋本委員： 諮問第16号については、相手方に対し無条件で個人情報を外部提供することに違和感を覚えます。そこで、外部委託と同様に条件を付していただければと思います。

根本会長： では、諮問第16号については、外部提供先に対し個人情報の取扱いについて条件を付したうえで、承認するということによろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし。

根本会長： それでは、諮問第1号から諮問第15号及び諮問第17号から諮問第22号までは承認、諮問第16号につきましては、条件付承認とすることといたします。続いて、報告事項が3件ございますので、事務局から説明をお願いします。

(2) 報告事項 報告第1号から報告第3号まで事務局から概要説明

質疑

根本会長： 報告第2号についてお聞きします。この変更によって、現行とどのような点に変更されたのか説明をお願いします。

城津課長補佐： 現行では、個人情報の収集範囲が半田地区の土地・建物に係る所有者のみとなっておりますが、新三郷駅周辺の地権者に変更されたことにより、ららシティ地区、采女地区等の地権者及び借家人等の権利者も含まれるようになります。

根本会長： 他に質問はございますか。無いようでしたら報告を受理することといたします。続いて事務局からの連絡事項をお願いします。

4 事務局連絡事項

(1) 外部委託先立入調査について 事務局から概要説明

平井委員： 外部委託の立入調査は、諮問第12号のような単年度のみ委託の場合にも行うのでしょうか。

事務局： はい。業務の終了後、個人情報の廃棄が適正に実施されたことを確認するために行います。

岡庭委員： クリーンライフ課の立入調査は、調査予定時期が平成24年2月であるにもかかわらず報告がされていないようですが、調査は行ったのですか。

事務局： はい。確認したところ予定時期に行ったと回答を受けております。

岡庭委員： 立入調査実施件数26件のうち、報告書の未提出が8件と3割を超えています。報告書の提出を徹底するよう指導をしていただきたいと思います。

荒井委員： 調査実施日が平成23年11月であるのに対し、報告書提出日が平成25年6月と2年近くも期間が空いていますが、このようなことがないように改善していただきたいと思います。

岡庭委員： 調査終了後何カ月以内というように報告書提出期限を定めてはいかがですか。

秋本委員： 岡庭委員の提案に加えて、報告書の提出が遅れた担当には、個人情報保護審議会での報告を求める等のペナルティを導入するというのはいかがでしょうか。立入調査報告書提出の現状を見ると、個人情報の取扱いに対する認識が甘いと感じます。

事務局： 平成23年度第1回個人情報保護審議会で立入調査の詳細を審議した際、報告書の提出期限や期限を超えた際のペナルティについて、特に規定を設けませんでした。また、審議会での立入調査の報告は今回2回目で、まだ手探りの状態ですので、今後、この審議会で出たご意見を参考に、改善していきたいと思います。

根本会長： 立入調査報告書の様式についてですが、調査実施日と書くべきところが調査予定時期と書かれていることを不自然に感じます。また受付日とは報告書受理日のことですね。その点をよりわかりやすい様式に変更していただければと思います。

事務局： 様式につきましては、調査実施日を記載する欄がない等わかりづらい点があるかと思いますので、今後の課題として取り組みたいと思います。

(2) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 平成25年度第2回審議会につきましては、慣例により10月又は11月となっておりますが、現在の皆様の任期が9月30日までとなっておりますので、次回の日程は事務局にご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし。

5 閉会

事務局： ありがとうございます。各団体からの推薦で委員になられた方の後任は、現在、各団体に推薦の依頼をしております。学識経験者の方々につきましては今後も継続していただけると幸いです。また、市民からの公募につきましては、現在募集をかけております。最後に副会長より閉会のあいさつ

をお願いいたします。

田原副会長： 皆様お疲れさまでした。これで平成25年度第1回三郷市個人情報保護
審議会を閉会いたします。

署 名 欄	会 長	
	署名委員	
	署名委員	